

平成 24 年度 事業報告書

特定非営利活動法人 アイ・エス・オー有効活用センター

事業期間

平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日

事業の成果

設立 11 年目として、NPO の支援活動を継続してきているが、事務局の実情から十分な会員拡大、コンサル事業の推進が進まなかった。会員の営業活動が十分に実施できず、第 1 回の自己宣言型認定事業後の拡大が進んでいない。セミナー事業等に関しても、努力をしているが、ISO の認証退潮傾向を受けて実現は困難である。

また、出版した ISO 有効活用ハンドブックは、今年度も会員の努力で大学のテキストに使用された。普及講演会は実施できなかったが、一般書店で販売が進んだ。

会員、運営体制等は、昨年と同様であり、定期的に理事会が実施できた。新規会員は、1 名であった。

事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

(1) セミナー事業

大学、企業等で開催予定を検討していたが、実施できなかった。

(2) コンサル事業

・無料相談

【内 容】構築・運用の無料相談

【実施場所】アイ・エス・オー有効活用センター事務局

企業先訪問を 2 社行ったが、本格的な構築にはいたらなかった。

・企業支援

【内 容】構築・運用コンサル

【実施場所】今年度は実施できなかった。

(3) ISO 監査事業

1) 【内 容】第三者による内部監査 (ISO14001、ISO9001)

【実施場所】2 社に訪問したが、実施には結びつかなかった。

2) 【内 容】自己宣言型 ISO の認定

【実施場所】努力をしたが、実施に結びつかなかった。

社員総会の開催状況

平成 24 年度総会は、平成 24 年 5 月 26 日 (土) に長岡京市バンビオ 1 番館和室で開催、19 名が参加し、平成 23 年度事業報告書、収支報告書の承認事項を承認した。また、24 年度の事業計画書、予算案について議論し、承認をした。

理事会その他の役員会の開催状況

理事会は、2ヶ月に1度の開催となり、偶数月の適当な曜日を打ち合わせにより定めて以下の日程で実施した。

平成 24 年度

第 1 回	2012.04.21(土)	18:30~20:00	長岡京市バンビオ 1 番館	MR 2
第 2 回	2012.06.23(土)	18:30~20:30	長岡京市バンビオ 1 番館	MR 2
第 3 回	2012.08.25(土)	18:30~20:30	長岡京市バンビオ 1 番館	MR 2
第 4 回	2012.10.20(土)	19:00~20:30	長岡京市バンビオ 1 番館	MR 2
第 5 回	2012.12.22(土)	18:30~21:00	長岡京市バンビオ 1 番館	MR 2
第 6 回	2013.02.18(土)	18:30~20:30	長岡京市バンビオ 1 番館	MR 2

平成24年度 特定非営利活動に係る事業活動計算書

特定非営利活動法人 アイ・エス・オー有効活用センター

平成24年4月 1日 から 平成25年 3月31日

(単位 円)

科 目	決算	今年度予算	差違	備考
経常収益				
1 入会金				
正会員入会金収入	10,000	100,000	-90,000	
賛助会員入会金収入	0	100,000	-100,000	
2 寄付金		0	0	
会員寄付	0			
その他寄付				
3 事業収益				
セミナー事業	0	20,000	-20,000	
コンサル事業	0	100,000	-100,000	
監査事業	0	500,000	-500,000	
4 その他収益				
受取利息	49			
当期経常収益 合計(A)	10,049	820,000	-809,951	
経常費用				
1 事業費				
(1)人件費	0	390,000	-390,000	講師料
(2)その他経費				
会議費	0	25,000	-25,000	
旅費交通費	16,200	35,000	-18,800	HPメンテ打合せ
広報費	9,430	30,000	-20,570	レタラサーバー料 9,430円 メンテ更新費 0円
印刷費		10,000	-10,000	
事務費		10,000	-10,000	
通信費			0	
支払手数料	367		367	
その他経費 計	25,997	110,000	-84,003	
事業費 計	25,997	500,000	-474,003	
2 管理費				
(1)人件費	0	30,000	-30,000	事務アルバイト費等
(2)その他経費				
会議費	10,385	20,000	-9,615	会場費 6,230円 お茶代等4,155円
旅費交通費	19,160	40,000	-20,840	理事会交通費
印刷費	960	30,000	-29,040	総会資料コピー代
事務費	367	50,000	-49,633	
通信費	0	0	0	
支払手数料	105	0	105	
その他経費 計	30,977	140,000		
(3) 予備費	0	30,000	-30,000	

管理費	計	30,977	200,000	
当期經常費用	合計(B)	56,974	700,000	-643,026
当期經常增減額(A) - (B) = (E)		-46,925	120,000	
經常外收益 固定資産売却益等	合計(C)			
經常外費用 固定資産売却損等	合計(D)			
当期經常增減額(E) + (C) - (D)		-46,925		
前期繰越正味財産額		307,742		
次期繰越正味財産額		260,817		

平成 25 年度 事業 計 画 書

特定非営利活動法人 アイ・エー・オー有効活用センター

事業の実施方針

- ・平成 25 年度は、ISO と省エネ改善の双方を連携して普及することを目指す。
- ・事業活動としては、自己宣言型 ISO の認定監査を拡大普及する。既存 ISO 認証取得済企業のコスト削減が進んでおり、自己宣言型 ISO が注目される背景が成熟してきている。省エネ支援と連携した多様な展開が可能となる。
- ・特に ISO の認証済企業で効果の十分でない中小企業を対象に自己宣言型 ISO の認定、ISO のスリム化、見直し、「見える化」、電力コスト削減、IT 化促進の改善を呼びかける。
- ・また、ISO 関連分野としてエネルギーマネジメントシステムの普及、省エネ活動、節電事業に努力をする。そうした普及の一環としてエネルギーや IT に関する出版を企画し、企業社会での認知と有効活用の普及を図る。

事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) セミナー事業

【内 容】ISO 有効活用セミナー、省エネセミナー

【実施日時】随時実施予定（概ね 2 回）

【事業の対象者】企業の ISO 推進者、学生、ISO に興味のある方

【内 容】ISO 有効活用ハンドブック解説及び普及

【収 入】 6 万円

【支 出】 講師料 4 万円 交通費 1 万円 印刷費 1 万円

(2) コンサル事業

- ・無料 ISO 相談、無料省エネ診断等

【内 容】構築・運用の無料相談

【実施場所】電話相談、企業先訪問

【事業の対象者、方法】要構築希望個人又は団体：電話、メール相談

【収 入】 0 円

【支 出】 0 円

- ・企業支援

【内 容】ISO コンサル（スリム化、有効活用）

【実施場所】要支援希望団体

【実施日時】適時

【事業の対象者】ネットによる要請を受けた希望団体

【収 入】 5 万円 × 2 社 = 10 万円

【支 出】 講師料 1 社 3 万円 × 2 社 = 6 万円

成約謝金：2 万円 会議費 1 万円 交通費等：1 万円 合計 10 万円

省エネ相談・診断等の交通費は、相談企業の実費負担とする。

(3) ISO 監査事業

【内 容】第三者による自己宣言型ISO認定の内部監査

【実施場所】要構築希望団体

【実施日時】適時

【事業の対象者】要内部監査希望団体

【収 入】20万円(2日/回)×2社 = 40万円

認定書発行費用5万円×2社 = 10万円

【支 出】講師料1社10万円×2社 = 20万円

成約謝金6万円 会議費2万円 交通費4万円 事務費4万円

印刷費2万円 通信費2万円

認定維持内部監査チェック人件費 1.5万×2社 = 3万円

合計43万円

(4) 情報発信・広報事業

【内 容】HPを更新し、情報発信に努める。メールによる内部監査代行の宣伝

自己宣言型認定監査の普及、ISO有効活用ハンドブックをPR

新規事業として、エネルギー・IT関連の出版を企画する。

【収 入】0円

【支 出】6万円(レンタルサーバー使用料等1万円 メンテナンス人件費2万円

出版企画事務費1万円 会議費1万円 交通費2万円)

平成25年度 特定非営利活動に係る事業活動予算書

特定非営利活動法人 アイ・エス・オー有効活用センター

平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日

(単位 円)

科 目	予算	前年度予算	差違	備考
経常収益				
1 入会金				
正会員入会金収入	100,000	100,000	0	
賛助会員入会金収入	100,000	100,000	0	
2 寄付金				
会員寄付	0	0	0	
その他寄付	0	0	0	
3 事業収益				
セミナー事業	60,000	20,000	40,000	
コンサル事業	100,000	100,000	0	
監査事業	500,000	500,000	0	
4 その他収益				
受取利息	0	0	0	
当期経常収益 合計(A)	860,000	820,000	40,000	
経常費用				
1 事業費				
(1)人件費	410,000	390,000	20,000	講師料
(2)その他経費				
会議費	40,000	25,000	15,000	
旅費交通費	80,000	35,000	45,000	
広報費	30,000	30,000	0	レンタルサーバー料等
印刷費	20,000	10,000	10,000	
事務費	50,000	10,000	40,000	
通信費	20,000	0	20,000	
支払手数料	5,000		5,000	
その他経費 計	245,000	110,000	135,000	
事業費 計	655,000	500,000	155,000	
2 管理費				
(1)人件費	20,000	30,000	-10,000	事務アルバイト費等
(2)その他経費				
会議費	20,000	20,000	0	会場費、お茶代等
旅費交通費	40,000	40,000	0	理事会交通費
印刷費	30,000	30,000	0	総会資料コピー代
事務費	50,000	50,000	0	
通信費	10,000	0	10,000	
支払手数料	5,000	0	5,000	
その他経費 計	155,000	140,000		
(3) 予備費	30,000	30,000	0	
管理費 計	205,000	200,000	5,000	

当期經常費用 合計(B)	860,000	700,000	160,000
当期經常増減額(A) - (B) = (E)	0	120,000	-120,000
經常外収益 固定資産売却益等 經常外収益 合計(C)	0		
經常外費用 固定資産売却損等 經常外費用 合計(D)	0		
当期經常増減額(E) + (C) - (D)	0		
前期繰越正味財産額	260,817		
次期繰越正味財産額	260,817		

第5号議案 定款変更の件

NPO法の改訂に基づく必要な改訂で、主として法案の規定表現への整合性と電子表決を可能とする必要な改訂を以下のように行う。変更する条項は、18条、19条、20条、21条、22条、23条、30条、31条である。

<現在の定款>	<変更後の定款>
<p>第18条 権能</p> <p>4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>5) 事業報告及び収支決算</p>	<p>第18条 権能</p> <p>4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>5) 事業報告及び活動決算</p>
<p>第19条 招集</p> <p>2 総会は正会員をもって構成し、書面表決書、委任状を含め、全正会員の2分の1以上の出席で成立する。</p>	<p>第19条 招集</p> <p>2 総会は正会員をもって構成し、書面表決書、委任状、電子メールによる表決を含め、全正会員の2分の1以上の出席で成立する。</p>
<p>第20条 議決</p> <p>2 議決は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。</p> <p>3 委任出席者は、他の正会員に表決を委任することもできるし、あらかじめ書面でもって表決の意を表明することもできる。</p>	<p>第20条 議決</p> <p>2 議決は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。前条2項の規定で委任状、表決書、電子メールに表決者は、出席したものとみなす。</p> <p>3 総会に参加できない正会員は、他の正会員に表決を委任することもできるし、あらかじめ電子メール、書面でもって表決の意を表明することもできる。</p>
<p>第21条 議事録</p> <p>2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。</p>	<p>第21条 議事録</p> <p>2 議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。</p>
<p>第22条 理事会</p>	<p>第22条 理事会</p> <p>8 理事会に出席できない理事は、他の理事に表決を委任することも出来るし、あらかじめ電子メール、書面でもって表決の意を表明することも出来る。</p>

第 23 条 資産

- 4) 財産から生じる収入
- 5) 事業に伴う収入
- 6) その他の収入

第 30 条 暫定予算

第 26 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 31 条 事業報告書及び決算

理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 23 条 資産

- 4) 財産から生じる収益
- 5) 事業に伴う収益
- 6) その他の収益

第 30 条 暫定予算

第 26 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 31 条 事業報告書及び決算

理事長は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。